

加 監 公 表 第 1 6 号

令 和 3 年 1 0 月 6 日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和3年9月10日付提出）について、却下することに決定したので公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の要旨

加古川市は社会福祉法人加古川市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と令和2年度加古川市生活支援体制整備事業業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結している。本件委託契約に基づき設置されている「ささえあい協議会」が行う事業は町内会への加入の有無にかかわらず、地域の高齢者を対象としている。しかし、本件委託契約業務の一部として実施されたA公民館エリアささえあい協議会の生活実態アンケート調査は、エリアの町内会に加入している70歳以上の高齢者のみを対象としている。エリア内の一部の町内会では、敬老事業で非町内会員の高齢者にも記念品を配っていることから、高齢者の個人情報把握していると思われるが、アンケートについては、町内会員のみを対象として実施している。このように本件委託契約は町内会長（町内会）を中心にした制度になると思われ、この先も町内会員のみを対象に生活支援がなされることが危惧される。すべての市民が同様にサービス提供を受けられるように、町内会が関わらない組織を作っての生活支援事業としていただきたい。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件委託契約の廃止

3 却下する理由

請求人は、本件委託契約の廃止を求めている。すなわち、本件委託契約を締結したことが違法又は不当であると主張していると解せられる。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は当該普通地方公共団体の職員による、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。また、同条第2項では住民監査請求の要件として「当該行為の

あつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

最高裁平成14年9月12日判決によれば、「法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、『正当な理由』があるときは、例外として、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」とされている。

これを本件委託契約の締結に当てはめてみると、同条第2項でいう「当該行為のあつた日」とは、令和2年4月1日であり、本請求があつた令和3年9月10日時点では同項に定める1年を経過している。

また、本請求書及び事実証明書から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられる。

以上により、本件請求は法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。